

八戸市介護支援専門員資格取得・定着支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市内の介護事業所に従事する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第5項に規定する介護支援専門員及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「介護支援専門員等」という。)の資格の取得又は更新に係る研修費用の一部を助成することにより、介護支援専門員等の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において実施する八戸市介護支援専門員資格取得・定着支援金(以下「支援金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護事業所」とは、法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、第23項第1号に規定する複合型サービス、第24項に規定する居宅介護支援、第25項に規定する介護保険施設及び法第8条の2第16項に規定する介護予防支援のサービスを提供する事業所とする。

(対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内の介護事業所において従事する介護支援専門員等とする。
 - (2) 支援金申請日において、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画、特定施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画又は地域密着型特定施設サービス計画(以下「ケアプラン」という。)のいずれかのケアプランを作成していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務者研修(以下「実務者研修」という。)修了後、翌年度の4月から、6月以上介護支援専門員として従事し、ケアプランを作成する場合に支援金の交付対象者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、これによらないことができる。

(交付条件)

第4条 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 介護事業所が、研修費用の2分の1以上を介護支援専門員等へ支払っていること。
- (2) 国、都道府県等から研修の受講に係る経費の助成を受けていないこと。

(支援金の対象となる研修修了日)

第5条 支援金の対象となる研修の修了日は、4月から翌年3月までとする。

(支援金の額)

第6条 この支援金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする介護事業所（以下「申請者」という。）は、八戸市介護支援専門員資格取得・定着支援金申請書兼請求書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号）第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 支援金対象者名簿（別記第2号様式）
- (2) 研修修了証の写し
- (3) 介護支援専門員証の写し
- (4) 研修費用の領収書の写し
- (5) 証明書（別記第3号様式）

3 支援金の対象者が主任介護支援専門員の場合は、前項第3号の規定は適用しない。

4 支援金の対象者が実務者研修受講者の場合は、第2項に加えて、実績報告書（別記第4号様式）を研修受講翌年度の11月1日から11月15日までの間に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、支援金の交付を決定したときは、八戸市介護支援専門員資格取得・定着支援金交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請期限)

第9条 第7条の規定による交付申請の期限は、2月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、実務者研修受講者がいる介護事業所に限り、申請期限を3月末日までとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、支援金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

(返還金について)

第 11 条 前条で規定する返還金は、別表 2 に掲げるとおりとする。

(関係書類等の保存)

第 12 条 支援金の交付を受けた介護事業所は、当該支援金に係る関係書類等（書類等に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第6条関係）

1 研修の名称	2 研修費用	3 支援金の上限額
介護支援専門員実務者研修	48,560 円	24,000 円
介護支援専門員専門研修課程 1	26,540 円	13,000 円
介護支援専門員専門研修課程 2	20,440 円	10,000 円
介護支援専門員更新研修（実務未経験者）	34,800 円	17,000 円
介護支援専門員更新研修（実務経験者）	45,220 円	22,000 円
介護支援専門員再研修	34,800 円	17,000 円
主任介護支援専門員研修	45,660 円	22,000 円
主任介護支援専門員更新研修	43,160 円	21,000 円

※千円未満の端数は切り捨てる。

別表2（第11条関係）

返還理由	返還額
申請に当たり、偽りその他不正な行為があった場合	全額（介護事業所全体）
支援金申請後、翌年度ケアプランを作成していない	全額（対象者分）
支援金申請後、3月未満でケアプラン作成業務を退いた場合	半額（対象者分）
支援金申請後、6月未満でケアプラン作成業務を退いた場合	1/4の額（対象者分）

※千円未満の端数は切り捨てる。